平成２３年（フ）第４１４６号
大阪府大東市平野屋２丁目２番８号
債務者　廣田　弘惠
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１４８号
大阪府高槻市奈佐原２丁目６番１―502号
債務者　冨田美千代
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２０３号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目19番４号　マシュマロランド202号
債務者　松谷　政人
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２０６号
大阪市旭区大宮１丁目14番21号　ソシオコート千林大宮302
債務者　上出　博章
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２０７号
大阪市大正区泉尾５丁目９番５号　折田文化２階
債務者　山口　虎彦
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２０８号
大阪府東大阪市本庄２丁目４番33号　ドナール・サカ302号
債務者　佐藤　勝己
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２１１号
大阪市平野区平野上町１丁目７番３号　ボ・ドーム大念仏
債務者　水谷　美穂（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２１３号
大阪市西成区天下茶屋３丁目28番18号　シャトーリヨン205号
債務者　河津　生子（旧姓伊勢）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２２１号
大阪市西区川口３丁目１番24―４Ｃ号
債務者　藤井　敬治
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１４号
長崎県長崎市油木町13番８号　アネックスティンカーベル304
債務者　山内　雅美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
長崎県長崎市東小島町２番３号　カーサ高野102号室
債務者　竹山　秀美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６９２号
札幌市豊平区美園９条４丁目１番17号　プーデルハイム101号
債務者　安田　沙織
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０９号
札幌市中央区南９条西21丁目４番１―701号
債務者　今田　智佳（旧姓石垣）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７４号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番５―508号
債務者　渡辺　教孝
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８３号
札幌市東区北26条東14丁目１番41―203号
債務者　井上　敏博
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１１号
札幌市西区西野３条10丁目７番12―603号
債務者　小松　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１２号
札幌市西区西野３条10丁目７番12―603号
債務者　小松　裕美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部